

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値				種 類	構 造	能 力 ($m^3/日$)	処 理 の 方 式	間 隔 時 間	一 日 当 た り の 概 要	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	窒素 (mg/l)									
最終沈殿処理施設	"	二二〇、〇〇〇	沈殿	"	"	"	"	"	"	"	(既)			(設)
循環水生物処理施設	"	四〇、〇〇〇	"	"	"	"	"	"	"	"				
発酵洗液生物処理施設	"	八、八〇〇	生物処理	"	"	"	"	"	"	"				
脱リン処理施設	コンクリート製	八〇〇	脱リン	連続	二四時間	変動なし								

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m^3)	
							通 常
"	"	八〇〇〇	"	一〇、五〇〇	"	"	
"	五・五	二二、五〇〇	一五	一七、七〇〇	"	五	
"	三	一、〇七一	五	四七二	検出せず	七四	
"	五	一、三二二	"	四八八	二五〇	一八〇	
四七七八	三	一、九三四	一五	一、一五九	七五・九	二二〇	
四七一口	三・五	四六、三五〇	一〇〇	一四、七〇〇	四四〇	七	

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

最終沈殿処理施設		循環水生物処理施設		発酵洗液生物処理施設		脱リン処理施設	
処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前
"	"	"	"	七	六	七・五	五
六・八	八・五	八・六	八・五	八・七	七・七	八・七	七・三
"	四六・九	四二	二二二	四三九	二、三二〇	"	五四九七
"	七五	六〇	三五〇	六五〇	三、四三〇	"	九二九〇
"	四五	八〇	一〇〇	一〇	三〇〇	"	一
"	八〇	一六五	"	二〇〇	五〇〇	"	一〇
"	"	"	"	検出せず	三・九	"	九・八
"	三九・三	七六	九四・七	二二八	九九〇	"	二、〇四一
"	七〇	一六〇	二〇〇	三〇五	一、三三五	"	三、三九〇
"	〇・八	一	三・五	七・一	三七・四	五九・七	二九〇
"	"	二	一〇	二二	一〇〇	八〇	三七七
"	七四、二三三	"	一六、六八八	"	五、一二二	"	六一一
"	八九、〇七四	"	一九、九〇四	"	六、二二四	"	七三〇

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量(m ³)
		水素イオン濃度(水素指数)	化学的酸素要求量(mg/l)	
六・八	七	通常最大	通常最大	通常最大
"	八・六	通常最大	通常最大	通常最大
一	四六・九	通常最大	通常最大	通常最大
二	七五	通常最大	通常最大	通常最大
一〇	四五	通常最大	通常最大	通常最大
一五	八〇	通常最大	通常最大	通常最大
"	検出せず	通常最大	通常最大	通常最大
一	三九・三	通常最大	通常最大	通常最大
一・五	七〇	通常最大	通常最大	通常最大
〇・一	〇・八	通常最大	通常最大	通常最大
〇・五	二	通常最大	通常最大	通常最大
一三〇	七四、二三三	通常最大	通常最大	通常最大
三三〇	八九、〇七四	通常最大	通常最大	通常最大

水銀及びその化合物

山口県告示第三十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成二十五年二月八日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 形質変更時要届出区域
光市大字光井字武田四七二〇の一部
- 二 特定有害物質の種類

山口県告示第四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十五年二月八日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 保安林予定森林の所在場所
萩市大字明木字吹原九七六、字国木原一一七、一一一八、一一一九の二、一一二

〇の二、一三三二の二、字矢代与三ヶ谷三三六六の四、二三六九、字矢代東ヶ輪三三六七の二、二三六八、二三七九、二三八一の二、二三八五、二三八七から三三九〇まで、字矢代二本木ノ浴三三七〇、二三七三、二三七四、二三七五の二、二三八三、二三八四、二三八四の二、字矢代二本木ノ浴口三三七五の二、字矢代田尻山三三九一から三三九三まで、字矢代滝ノ向三三九四から三四〇四まで、字矢代東側赤ナメラ三四〇二の二、三四〇二の四(次に図に示す部分に限る。)、三四〇二の五、三四〇二の六(次に図に示す部分に限る。)、三四〇二の七、三四〇二の八、三四〇二の二〇から三四〇二の二三まで、三四〇二の二六から三四〇二の二〇まで、字矢代臺ノ浴口三四〇六、字矢代引明三四〇八、三四〇九の二、三四〇九の二

二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十五年二月八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月八日

山口県知事 山本 繁太郎

道路の種類 県道
路線名 山口宇部線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
宇部市大字小串字沖ノ山一九七八の一五地先	最狭 四九・六 七三・六	最狭 四九・六 七三・六	四六〇・〇	四六〇・〇	



(三八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十五年三月二十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年二月八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年一月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 山口県社会就労事業振興センター

代 表 者 の 氏 名 柳川 博

主たる事務所の所在地 山口市大手町九番六号

三 定款に記載された目的

障害者が住み慣れた地域で働き、自立した生活が営める社会を実現するため、就労移行支援及び障害者施設、作業所等の福祉サービス事業の活性化を図り、広く一般の人々に就労支援活動の存在を知らしめ、障害者福祉の増進に寄与すること。

(三九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年七月十日山口県公告(三二五)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十五年二月八日から同年三月八日までの間、山口県商工労働部商
政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年二月八日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジグラン岩国
所在地 岩国市麻里布町二丁目七二の五
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十五年二月八日

山口県公営企業管理者職務代理者

山口県企業局長 秋本 泰治

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
企業局総務課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量
企業局財務会計・予算編成システム再構築業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十四年十二月十四日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
富士通株式会社 川崎市中原区上小田中四丁目一番一号
- 六 落札金額
二百三十六万六千七百円
- 七 入札公告日

平成二十四年十月二十六日
八 その他

- (一) 契約担当者
山口県公営企業管理者職務代理者 山口県企業局長 秋本 泰治
- (二) 調達方法
購入等
- (三) 落札方式
総合評価

平成
二十五年
二月八日
発行

発行
行人所

山口
県知事
庁